

地方独立行政法人大阪市民病院機構一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立など仕事と生活の調和を図ることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に 3 人以上取得すること

女性職員・・・取得率を 85%以上にする

<対策>

- 令和 5 年 4 月～ 育児休業制度をはじめとした出産・育児に関する勤務条件制度を解説した手引き等の作成、更新
- 令和 5 年 4 月～ 院内ネットワークを活用した出産・育児に関する勤務条件制度を解説した手引き、eラーニング等による情報提供

目標 2：所定外労働時間の削減についての目標を定め、法人内に周知を図ることにより、所定外労働時間の削減に努める。

<対策>

- 令和 5 年 4 月～ 働き方改革関連法施行により所定外労働の削減
- 令和 5 年 4 月～ 職員安全衛生委員会等における協議、診療部長会等での報告

※それぞれの対策の実施については、早期に実施できるものから順次進めていきます。